



証 人 調 書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第29256号 平成27年(ワ)第25495号
期 日	平成29年11月13日 午前10時00分
氏 名	田 原 義 昭
年 齢	68歳
住 所	石川県鳳珠郡能登町 [REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

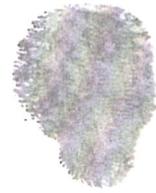
りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏 名

田原義昭



印



原告（反訴被告）代理人（中島）

甲第63号証（陳述書）を示す

この陳述書は、私があなたから伺った内容をまとめて、あなたが内容を確認して、御自身で署名押印したもので間違いありませんね。

はい、間違いございません。

訂正するところがありますか。

ありません。

それでは、お伺いいたします。能登町で、公社で購入していた蜂というのは、ホテル館で原告が育てていた蜂でしょうか。

違います。

公社で購入していたのは、どこから購入した蜂でしょうか。

初めは武蔵野種苗園、その後、イノリー企画から購入しております。公社で見つかった配送伝票の送付元の住所地に、ホテル館の住所地が記載されていたということがありましたけれども、それは、どうしてホテル館の住所が記載されたのでしょうか。

先生から無償で送っていただいた蜂を試験的に飼育しまして、その結果を報告するために、その蜂を板橋のほうに送り返したということです。

乙第9号証（業務提携契約書）を示す

そのことをちょっと後で、もう一度お伺いします。この業務提携契約書は、能登町の議会に提出される予定があったり、実際に提出されたものですか。

いえ、違います。

能登町の議会の方々は、この業務提携契約書を見たり、接する機会があったのでしょうか。

ないと思います。

能登町の公社の皆さん、購入した公社の皆さんは、武蔵野種苗園からイノリ

一企画に供給元が変更になった経緯を、よく御存じだったわけですね。

ええ、そうです。

この業務提携契約書の作成経緯は、陳述書の9ページ以下に書いてあるとおり、公社のほうからイノリー企画に、あるいは原告に作成をお願いしたものでよろしいでしょうか。

はい、お願いしました。

作成をお願いした理由を簡単に説明すると、どうなりますか。

新しくイノリー企画から購入するということで、イノリー企画さんの技術的なものと、阿部先生の指導を受けるっていうことを明記したっていうことに、そういうふう覚えてます。

イノリー企画の技術的なことと阿部先生からの協力、技術指導を得られるということを示すためということになるんでしょうか。

はい、そういうことです。そういうことを示しておる資料だと、私は認識しております。

この業務提携契約書は、そのことを示すための文書ということですね。

はい、そうです。

そうすると、甲63号証のあなたの陳述書の9ページの上から2行目、事業計画を対外的に説明できるものというふうにありますけれども、この業務提携契約書は、対外的に公表することを予定して作成したものなんでしょうか。

特別公表する予定ではありません。

実際的に対外的に公表したり、議会に提出したことはあるんですか。

今の私の知っておる限りではありません。

あなたはこの公社がイノリー企画から蜂を購入してる間、ずっと公社の中でこの事業の担当者だったわけですね。

はい、そうです。兼務をしておりました。

イノリー企画が後任になるに当たって、この業務提携契約書に書いてあるこ

と自体、それ自体は間違いじゃないですよ。

ええ、間違いございません。

では、どうして平成21年作成ということにしたんでしょうか。

それは、イノリー企画さんが武蔵野種苗園さんと同等の飼育技術を持っておいでるということを示すためと、それから、今後また阿部先生に技術指導をお願いするというような趣旨でお願いしたと思います。

平成21年からというふうにしたのは。

それは、さかのぼって逆に示したわけで、実際とは違っております。すみません。

実際とは違っている、その前にさかのぼった理由は、どういった理由なんでしょうか。

23年からイノリー企画さんということで始まっておりますけども、事前にそういう技術がないと、公売するために当たってお金を支払うというときには、証明をするものがないといけないもので、そういうふうにかかせていただきました。

実際にイノリー企画の方はそういう技術があるということは御存じ、そういうふうな認識はあったんでしょうか。

はい、あります。

では、実際に技術があるという認識があったという、内容に書いてあること自体は間違いじゃないということですよ。

はい、間違いはございません。

ただ、それを書面化するということをお願ひしたということですよ。

そういうことです。

そもそもイノリー企画は、武蔵野種苗園の供給事業というのをそのまま引き継いだわけですよ。

はい、そうです。

実態は変わってないですよ。

はい。

変わったところがありますか。

購入金額は変わりました。それから、年間に購入できる数量も変わっていたと思います。

金額と数量が変わったということですね。

はい。

最初にちょっとお伺いした内容のことについて、もう一度お伺いしますけれども、ホテル館から飼育した蜂を送ってもらったことがありましたよね。

はい、ありました。

それは、ホテル館の飼育した蜂は、購入したものなのでしょうか。

いや、無償提供いただいた蜂です。

何のために無償提供をいただいたんでしょうか。

それは試験飼育するためのデータをとるということで、でしたので、購入した蜂は、それぞれ1匹ずつナンバーを打ちまして、プラケースに入れて飼育しております。

イノリー企画から購入したものと無償提供をいただいたものは、区別されていたんですね。

はい、ナンバーを打ちまして、プラケース別々に飼育しておりました。

ホテル館の蜂は、商品化して販売することはありましたか。

いや、ないです。

送ってもらって、結局それは販売化せずはどうしたんですか。

データをとりまして、死んだ蜂とか産卵をしなかった蜂とか途中で産卵がとまった蜂なんか多かったもので、それを全て、原因究明のために板橋のほうへ全て送りました。

被告（反訴原告）代理人（平松）

今の甲63号証の陳述書を見ますと、このクロマルハナバチの飼育販売をするための施設の建設費用というのは、平成20年と21年で3億円ずつ、合計6億円と、その施設整備の費用のうち、半分は国交省の補助金だったと、これは間違いないですね。

ええ、間違いないです。

この国交省の補助金のほかにも、ほかの補助金や交付金の交付も受けていますか。

ないと思います。

新分野進出等企業支援補助金とか、地域活性化・生活対策等臨時交付金なんかの交付は受けてませんか。

それは私たち公社が受け取ったお金でないんで、私たちは分かりません。

武蔵野種苗園との間では、公社は二者で契約を結んでた、これは間違いないですか。

はい、二者ずつ契約をいたしてました。

武蔵野種苗園が撤退するに当たって、かわりの蜂を販売する、供給してくれるところとして、イノリー企画を紹介してきたのは阿部宣男さんですね。

はい、そうです。

阿部宣男さんを交えて、三者の契約にすることになった理由を教えてください。

イノリー企画さんだけでは不安だったということと、それからもう一つは、その飼育技術を指導していただくためには、阿部さんのこの名前が欠かせなかったということです。

先ほどあなたは、武蔵野種苗園からイノリー企画に引き継がれて、その実態は変わってないと、こうおっしゃった。武蔵野種苗園との間では二者の契約で済んだものが、なぜ三者の契約が必要になったんでしょうか。

それは技術的なもので、今までの経緯からすると、なかなか成長をしにくいものもありましたし、まだ、何ていうかね、技術的に私たちは未熟なもので、これから先生の指導をいただかにならんということが前提にあったわけです。

売買契約書及び秘密保守契約書という書類を作った、これは間違いないですね。

はい。

これを作成したのはあなただと、先ほど証言されたけど、これは間違いないんですか。

はい、いろんな方の力を借りてやりました。

先ほど販売価格と数量の変化があったと。

はい。

武蔵野種苗園の時代とイノリー企画にかわって変化があったということでしたけども、その販売価格を決めたのは誰が決めたんですか。

皆さんと、今までの実績を考慮して、皆さんと打ち合わせをして、対外的にどれぐらいがいいのかということになったと。

皆さんって、どなたですか。

私と、それからイノリー企画さんと、阿部先生も入っていたかな、何かそういう形です。

この三者の契約に当たって、実際の契約書面を作ったのもあなたなんですか。

はい。

甲第83号証（メール）を示す

これは阿部宣男さんから、能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設のメールアドレス宛てに送られたメールだということですが、この上から5行目、まず能登町様とイノリー企画との契約書を添付しますとあります。それから、下から2行目、契約書はイノリー企画が甲、能登町が乙となります。

内容的には弁護士2名に見ていただいておりますが、能登町様の御意見もあると思いますので、何なりとお申しつけくださいという内容です。契約書の書面は、このメールに添付されて送られてきたものではないんですか。

いや、最終的な契約書については、それを私たちが提案したもので書きかえて提出したと思います。

乙第6号証（売買契約書及び秘密保持契約書）を示す

2枚目、押印されてるページです。この契約書の丙、契約書の相手方は誰なんでしょうか。

これですか。

能登町ふれあい公社として甲、乙、丙として、丙の契約の当事者は、どなただと認識されているんですか。

館長の阿部さんだというふうに認識しております。

阿部個人と契約をしたということですか。

ええ、特許を持っておいでできますので。

裁判長

質問に答えてください。要するに趣旨としては、阿部さん個人なのか、そうではないのかという趣旨です。結論はどうですか。

個人という考え方を持っています。

原告（反訴被告）代理人（中島）

イノリー企画に変更になって金額が変わったということで、減額をお願いしたのはどちらからですか。

能登町のほうからお願いしました。

武蔵野種苗園からイノリー企画にかわって、原告からいただいていた協力の内容が変わったんでしょうか。

特別変わっていないと思います。

内容が変わらず、そのまま武蔵野種苗園からイノリー企画にかわったという

ことですね。

はい。

契約書に、イノリー企画とのときに、阿部先生が名前がある、ないというのは、それがあること、ないことによって、阿部先生の協力が変わらなかったということですね。

そういうことです。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

阿部さんの協力をもらう前に、板橋区に、その事業を始めるに当たって、いろんな要請を出しますよね、能登町から。

はい、町から。

そうすると、阿部さんがこの蜂の関係で動いているときに、田原さんとしては、板橋区が了解してるという認識のもとでいましたか、それとも個人で、一人で勝手にやってたというふうに認識をしてましたか、どちらですか。

町という事業主、私たちは町から委託事業としてやっておりましてので、阿部さん個人じゃなしに、能登町と板橋区という考え方を持っていました。

裁判官（森）

先ほどあなたは、イノリー企画だけだと不安だと思ったのでというお話があったと思うんですが、どういうところに不安があったんですか。

要するに個体の、休眠処理した個体の確認をしていただくという、そういうことが大事な目的でした。

それは武蔵野種苗園のときでも、やっていたことなんですよ。

はい、そうです。

今回イノリー企画だけだと不安なので、原告も一緒に入れるということに、何か違いはあるんですか。

今まで2年間、武蔵野種苗園さんとやっていた中でのいろいろなこと

を考慮しまして、新しく購入先が変わりますので、そういうふうに感じたわけです。

対外的な信用のためにちょっと内容が違った書面を作ったという話もありましたけど、違う契約書を作成するのではなくて、今回陳述書で書いていただいたような事情とかを、ほかの方法で対外的に説明するということは、検討されなかったんですか。

ちょっとおっしゃってる意味がちょっと分かりづらいもので、もう一回お願いします。

契約書、内容は日付が違うものを作ったんですよね、実際と。

はい、そうです。

それ以外の方法で、対外的な信用を説明するということは、内部で検討されなかったですか。

そういうことは、なかったですね。

特に誰からも、異議とかは出なかった。

はい、それはありませんでした。

裁判長

まず先ほど、イノリー企画にかわって、蜂の価格とそれから数量が変わったと思うと言っておられましたね。

はい。

この裁判に出ている証拠だと、イノリー企画との間で作った契約書では、毎月最低購入数350匹と書いてあるものが出てますが、まず武蔵野のときにはどのくらいを購入していたか、それから、イノリー企画では実際にどのくらい購入してたのかということ、ちょっと言っていただけますか。

毎月同じ数量ではなかったものであれですけども、武蔵野種苗園からは最高で700匹くらいを買っていたと思います。それから、イノリー企画は、200から300の範囲ではなかったかなと思います。

むしろイノリー企画になって、少なくなったということですか。

そうです。

あなたの陳述書では、平成23年から本格稼働をするとありましたね。

はい。

23年から増えそうな気もするんですけど、実際には少なかったんですか。

はい、購入した価格、購入した蜂の数と販売数が違ってきますので、購入しても無駄な蜂が結構出たわけなんです、販売できなくて。販売会社が売れなくて、販売会社の売れる、売る契約もあったんですけども、その契約がクリアできなかったわけなんです。

それから、先ほどから聞かれていた業務提携契約書の関係なんですけど、実際には平成23年に、平成21年の契約書を作成したということの関係なんですけど、対外的に体裁を整えるためのものに過ぎませんというふうなことを、陳述書には書かれておるわけですけども、ここで言う対外的の外というのは、何を指しておるんですか。

私たちは予算要求をして、予算査定を受けます。公社の内部でも。要するにその資料として大事だということで、認識をして作りました。公社の内部で、予算査定をする人に対してという意味ですか。

そうです。

それで、この21年度の契約書があることが、その予算をいただくことの重要な要素になるからこそ、そういうふうにするんじゃないんですか。

もう一度。

予算の査定のためにこういうものを作ったと、つまりこういうものを作らなければ予算がとれないからこそ、作ったのではないんですか。

22年度までは委託事業でした。23年度になって、初めて補助金という形で変わったわけです。

私の質問は分かっていますね。21年度の契約書を作って、これを何のために

作ったかという点、予算を獲得するためということなんでしょう。

はい、そうです。

ですから、この21年の契約書がなければ予算をとれないと思ったからこそ、作ったのではないんですか。

裏づけしようとして、はい。

そうですね。

はい。

ただ、実際には、21年にこんな契約してなかったわけでしょう。

はい、そうです。

その点は、あなたとしては、まずいと思わないですか。

大変まずいと思います。

分かっていますか。

はい、分かっています。

この契約書を作ったときに、そういうふうに、まずいんじゃないかという声は出なかったですか。

それ、まずいとは思いました。

だって、本当のことを書いたら予算とれないから、うそのことを書いたと言われても、仕方がないじゃないですか。

はい、そうです。

以上